

解くのが難しい 連立方程式？

ASBJ 委員／
筑波大学ビジネス科学研究科 教授

やなが まさお
弥永 真生



コスト・ベネフィット

ある法令が制定されれば、その法令の適用を受ける主体には、機会費用を含めて、何らかのコストが発生するのが通常である。そこで、わが国でも、行政機関が行う政策の評価に関する法律第9条により、「法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用…）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更…をすることを目的とする政策」（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条）の事前評価を、原則として、実施することが、行政機関に対して要求されている。

同様に、ある基準は、その基準の——法令によって裏付けられたものであれ、上場規則などによって裏付けられた、いわゆるソフト・ローとしての性質を有するものであれ、あるいは一定のビジネス・コミュニティにおける事実上のものであれ——規範性が強ければ強いほど、その基準の想定利用者（会計基準であれば、財務諸表の作成者）に対する影響は大きくなる。ある基準に従うことが求められれば、それに伴うコスト、初期コストおよび継続的なコストが発生する。そこで、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が、2011年1月に「会計基準の効果の検討—討議資料（*Considering the Effects of Accounting Standards—discussion paper*）」を公表し、また、国際会計基準審議会（IASB）も効果分析（effect analysis）を行うようになってきている。最近では、2011年9月8日に、IFRS第10号「連結財務諸表（*Consolidated Financial Statements*）」（IFRS第12号「他の企業への関与（*Disclosure of Interests in Other Entities*）」を含む）及びIFRS第11号「共同アレンジメント（*Joint Arrangements*）」に関する効果分析を公表した。

これに対して、日本においては、会計基準のコスト・ベネフィット分析は、少なくとも、明示的には行われてこなかった。もちろん、会計基準の設定のプロセスにおいて、実質的には、コストとベネフィットは考慮され、かつ、そのバランスを暗黙のうちに図ってきたと推測され、ベネフィットを大幅に上回るような会計基準の設定が行われることに対して一定の歯止めはあったものと思われる（もっとも、2011年に行われた四半期報告制度の見直しは、コストとベネフィットとのバランスが崩れていたという認識が少なからず存在していた可能性を示唆するものとみることができる）。

ところで、仮に、コスト・ベネフィット分析を会計基準の設定および適用後レビュー（post-implementation review）の段階で行うとすると、コストはある程度定量化できても、ベネフィッ

トを定量化することは実質的には困難であり、天秤の両側にコストとベネフィットを載せて釣り合っているかどうかを判定することは事実上不可能といってよさそうである。

さらに、コストとベネフィットとのバランスをみるというときに、ミクロ的視点でみるのか、マクロ的視点でみるのかという問題もある。

まず、個々の財務諸表の作成者レベルというミクロの局面でみるならば、会計基準としては、——会計情報の公共財としての性格などに起因する市場の失敗のため市場規律が十分に働かないことを踏まえ——ミニマムな規律を定めるべきであるとしても、たとえば、必ずしも1つの会計処理方法に収斂させる必要はないようにも思われる。作成者が合理的に行動する限りにおいては、ベネフィットが十分にあれば、コストをかけてでも情報を作成し、また、「ネットワーク効果」(ネットワーク外部性がもたらす効果)を前提とすれば、ある作成者は他の作成者と同じ会計処理方法を選択する可能性は十分にあるからである。

すなわち、「同じ財・サービスを消費する個人の数が多ければ多いほど、その財・サービスの消費から得られる効用が高まる効果」が世の中では広く観察される。たとえば、電話が世の中に1台だけしかないとする、そのような電話は全く役に立たない。最近はやりのソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)もその会員数が少なければ、そのSNSの会員となる意義は乏しいと考えるのが普通であろう。逆に、SNSの利用者が増えれば、交流できる相手が増えるので、それだけSNSの価値が増すことになる。電話やSNSそのものの性能とは無関係に、利用者の数に依存してその価値は変化する。このように、ネットワーク外部性は通信ネットワークにおいて顕著にみられる特質であるが、パソコンについても、マイクロソフト社のウィンドウズが、OSとして独り勝ちのシェアを維持し続けている。

もっとも、このようなネットワーク効果があるということは、マクロ的には、会計基準の設定によって、会計処理の手続きおよび方法を収斂させることのベネフィットが高いということを示しており、マクロ的に、コストとベネフィットを比較すると、ベネフィットがコストを上回る(マクロ的なベネフィットはミクロ的なベネフィットの合計よりも大きくなる、あるいは異なるベネフィットである)ということが生じやすくなるという結論を導くことができそうでもある。

コンセンサス

会計基準の設定等におけるコスト・ベネフィットの衡量が難しいもう1つの理由は、このように、ベネフィットとして想定されるものとして、ミクロ的な視点からのものよりもマクロ的な視点からのものが多いのに対し、コストを負担するのは、作成者というミクロレベルの主体である(マクロ的なコストはミクロ的なコストの合計で近似できる)ためなのかもしれない。すなわち、ミクロ的なコストとマクロ的なベネフィットとを比較衡量することは、そもそも、全く異なるもの、たとえば、みかんと大根とを比べるようなものなのかもしれない。

そうであるとする、コスト・ベネフィットの衡量は、理論的・客観的に行えるものではなく、会計ルールの設定にあたっては、主観的にバランスを図らなければならない、会計ルールの影響を受ける主体間のコンセンサスによらざるを得ないという面があることになりそうである。実際、国の法律や地方自治体の条例は、民主主義的な基盤である国会・議会在議院が制定することとされており、これは、マクロ的なベネフィットとミクロ的なコストの両方を考えて、落とし所を見つけるのは主観

的な作業だからなのかもしれない。

とはいえ、会計基準をはじめとする基準の設定は、国会や議会のような民主主義的決定機関ではなく、プライベート・セクターや独立行政委員会のようなものに委ねられることが多い。これは、専門的な知見を有している主体に委ねた方が、適切な基準の設定が可能であることが多いという価値判断に基づくのであろう。そのうえで、直接的な民主主義的統制をうけていない基準設定主体の基準の正統性を担保するために、公開草案の公表を前提とするパブリック・コメント手続きなどを含むデュー・プロセスが多くの基準設定主体では採用されている（現在では、間接的には民主主義的統制の下にあると考えられる行政庁ですら、省令・府令の設定にあたっては、案をパブリック・コメント手続きに付している）。このようなデュー・プロセスを通じて、コスト・ベネフィットの適正なバランスを実現していくしかないことに思いをいたすと、パブリック・コメント手続きや公聴会などにおいて寄せられた意見が必ずしも利害関係者の意見の忠実なサンプルではないことには留意しなければならないものの、それらの意見の根底にあるコスト・ベネフィットのバランス感覚には十分な敬意を払う必要があるといえそうである。

平成17年改正前商法第32条第2項や会社法第431条などが「慣行」に注目しているのも、「慣行」は、あるビジネス・コミュニティの中で醸成されるコンセンサスという面を持っており、そのようなコンセンサスの形成においては、コスト・ベネフィットの衡量が黙示的に繰り返されていると考えられるからなのかもしれない。

副作用

薬の副作用のような、悪い副作用とは限らないが、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供するという目的の下で最適と考えられる会計処理方法等を定める会計基準にも副作用がある。たとえば、持合い株式についても時価で測定することが求められるようになったときには、持合い解消の方向に動いた作成者（会社）は少なくなかったといわれているように、ある会計基準が企業の行動を左右することは少なくない。会計情報の開示により、市場規律が適切に働くようになり、企業による過度のリスク・テイキングを思いとどまらせるという効果や経済的に不合理な取引等が認識されるという効果が生ずることはあろう。

しかし、この面でも、ミクロ的な副作用とマクロ的な副作用との間の乖離があるように思われる。たとえば、景気悪化に伴う融資先企業の業績不振が格付けの低下を招き、自己資本比率規制上の自己資本を毀損させ、その結果、貸出が減少し、国民経済が悪化し、融資先企業の業績悪化に拍車をかけることが、さらに銀行の自己資本を毀損させることにつながり…という、景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）の問題は、この一例かもしれない。ミクロ的に考えると、ある銀行の健全性を高めるという観点からは、貸出債権の減損や保有株式・債券の減損を的確かつ適時に把握・反映させることが望ましく、ミクロ的にはよい副作用があると考えられるという前提によっても、すべての銀行が同様に行動すると、国民経済というマクロ的な視点からみた副作用は好ましくないということがありうる。これは、会計ルールの問題では必ずしもないと考えられるが、とりわけ、プライベート・セクターである会計基準設定主体が、このようなマクロ的な副作用を考慮に入れる主体として適格者といえるのかという問題はあるように思われる。

以上に加えて、わが国の場合、企業会計基準委員会（ASBJ）などの会計基準設定主体が主とし

て念頭に置いているのは有価証券報告書提出会社であるが、それらの会計基準設定主体が開発した会計基準は、有価証券報告書提出会社ではない会社、とりわけ中小企業にとっても規範性を有することになるのではないかという、スピル・オーバーの問題もあり、これも、一種の副作用といえるかもしれない。そもそも、どの企業がどのような会計処理をすべきかということについて明確な線引きをすることは難しいというのが会社法における暗黙の前提である。有価証券報告書提出会社であれば、ASBJなどの企業会計の基準に従うべきであると仮に言えるとしても、それ以外の株式会社はそれらの会計基準を常に無視してよいとはいえない。しかし、どの程度、尊重した方がよいのかについては会計や会社法の専門家ですら明確な答えを持ち合わせていないし、近い将来に、裁判例の積み重ねによって明らかになるとも思われない。このように考えると、会社計算規則がある1つの会計処理方法を特定していない場合（これが一般的である）には、非上場会社にとっては、どのような会計処理をすればよいのか、することが許容されるのかが不明確であり、まじめであればあるほど、苦慮することになる。

そこで、財務会計基準機構（FASF）は上場会社を中心とする比較的大規模な企業などによって支えられていること（実際、諸外国でも、プライベート・セクターである会計基準設定主体が中小企業向け会計基準を開発していることは少ないようである）、および、中小企業はきわめて多様であり、1つの物差しをあてはめることは適切ではないことなどを考慮すると、乗り越えなければならない課題は山積しているが、FASF（ASBJ）が、今後も、中小企業の会計のあり方・会計指針の検討・開発に積極的に関与され、また、相対的に少数であるためか、検討が進んでいない非上場大会社にとっての会計基準の開発（『非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書』参照）にも着手していただけることを期待している。